

名寄市企業立地促進条例の全部改正の主な改正点（新旧対照表）

改正後	改正前									
(目的) 第1 この条例は、<u>市内への企業誘致及び市内企業の新分野進出を促進するとともに、本市の農業、地理的優位性などの地域資源を活用した産業の振興を図り、地域内経済循環の形成、付加価値の創出、雇用機会の拡大及び人材の定着を図り、もって持続可能な地域経済の発展に寄与することを目的とする。</u> (定義) 第2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 事業所 <u>別表第1に掲げる業種に属する事業に供する施設又は設備で、市内に設置するものをいう。</u> (2) (略) (3) 増設 <u>市内に事業所を有する者が、市内に生産能力の増加を伴う施設等を新たに設置するもので、新設以外のもの（生産能力の増加を伴う施設等の市内移転を含む。）をいう。</u> 別表第1 <table><tr><th>業種・事業</th></tr><tr><td>1 地域資源活用事業</td></tr><tr><td>(1) 農林業振興事業 市内で生産された農林産物の活用や振興に寄与する事業</td></tr><tr><td>(2) 観光関連事業 地域資源を活用した観光関連の事業</td></tr></table>	業種・事業	1 地域資源活用事業	(1) 農林業振興事業 市内で生産された農林産物の活用や振興に寄与する事業	(2) 観光関連事業 地域資源を活用した観光関連の事業	(目的) 第1 この条例は、<u>市内に事業所を新設し、移転し、又は増設する者に対し助成の措置又は課税の免除を行うことにより、企業の立地を促進し、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって本市経済の発展に寄与することを目的とする。</u> (定義) 第2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 事業所 <u>別表第1に掲げる業種に属する事業を行う施設をいう。</u> (2) (略) (3) 増設 <u>次に掲げる場合をいう。</u> ア <u>市内に事業所を有する者が、同種の事業を拡大するため、当該事業所を拡張し、又は市内に新たに事業所を設置する場合</u> イ <u>市内に事業所を有する者が、生産能力を増加させる目的をもって、当該事業所に新たに設備を設置する場合</u> (4) 移転 <u>市内に事業所を有する者が、従来の事業所を廃止し、市内の他の場所に新たに事業所を設置することをいう。</u> 別表第1 <table><tr><th>業種</th></tr><tr><td>(1) 水産養殖業</td></tr><tr><td>(2) 総合工事業</td></tr><tr><td>(3) 職別工事業（設備工事業を除く。）</td></tr><tr><td>(4) 設備工事業</td></tr></table>	業種	(1) 水産養殖業	(2) 総合工事業	(3) 職別工事業（設備工事業を除く。）	(4) 設備工事業
業種・事業										
1 地域資源活用事業										
(1) 農林業振興事業 市内で生産された農林産物の活用や振興に寄与する事業										
(2) 観光関連事業 地域資源を活用した観光関連の事業										
業種										
(1) 水産養殖業										
(2) 総合工事業										
(3) 職別工事業（設備工事業を除く。）										
(4) 設備工事業										

改正後	改正前
(3) 自然環境を活用した事業 名寄市の自然環境を活用した環境試験・研究開発や資源を活用した事業 (4) 物流業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本産業分類による道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業 (5) 市内施設・機関連携事業 名寄市立大学・薬用植物資源研究センター・陸上自衛隊名寄駐屯地等と連携した事業 2 製造業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本産業分類による製造業 3 新分野進出事業 市内に事業所を有する者が新分野産業へ進出し経営の多角化を目指す事業 4 再エネ発電事業 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電による発電事業 5 デジタル関連事業 IT（情報技術）等を活用し、商品やサービス等を創り出す事業	(5) 食料品製造業 (6) 飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。） (7) 繊維工業 (8) 木材・木製品製造業（家具を除く。） (9) 家具・装飾品製造業 (10) パルプ・紙・紙加工品製造業 (11) 印刷・同関連業 (12) 化学工業 (13) 石油製品・石炭製品製造業 (14) プラスチック製品製造業 (15) ゴム製品製造業 (16) なめし革・同製品・毛皮製造業 (17) 窯業・土石製品製造業 (18) 鉄鋼業 (19) 非鉄金属製造業 (20) 金属製品製造業 (21) 汎用機械器具製造業 (22) 生産用機械器具製造業 (23) 業務用機械器具製造業（武器製造業を除く。） (24) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (25) 電気機械器具製造業 (26) 情報通信機械器具製造業 (27) 輸送用機械器具製造業 (28) その他の製造業 (29) 電気業 (30) ガス業 (31) 熱供給業 (32) 通信業 (33) 放送業 (34) 情報サービス業 (35) インターネット附随サービス業

改正後	改正前
	(36)映像・音声・文字情報制作業 (37)道路旅客運送業 (38)道路貨物運送業 (39)航空運輸業 (40)倉庫業 (41)運輸に附帯するサービス業 (42)各種商品卸売業 (43)繊維・衣服等卸売業 (44)飲食料品卸売業 (45)建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (46)機械器具卸売業 (47)その他の卸売業 (48)学術・開発研究機関 (49)専門サービス業（他に分類されないもの） (50)広告業 (51)技術サービス業（他に分類されないもの） (52)宿泊業 (53)洗濯・理容・美容・浴場業 (54)職業紹介・労働者派遣業 (55)その他の事業サービス業 (56)植物工場 備考 <u>1 第1号から第55号までに掲げる業種は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本産業分類による。</u> <u>2 第52号に掲げる業種は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を行う事業所をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る事業の用に供する事業所は除く。</u> <u>3 第53号に掲げる業種は、産業分類による小分類の一般公衆浴場業及びその他の公衆浴場業に係る事業の用に供するものをいう。</u> <u>4 第55号に掲げる業種は、産業分類による小分類の他に分類されない事業サービス</u>

改正後				改正前		
別表第3				業の細分類のコールセンター業に係る事業の用に供するものをいう。 5 第56号に掲げる業種は、施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、次に掲げるいずれかを満たすものをいう。 (1) 工場と一体的に展開する植物工場（工場との一体的な展開によって、熱や電力等の融通を行うことにより、省エネルギー化を図るもの） (2) 実証機能を有する植物工場（地中熱や太陽熱等の新エネルギーの活用やコージェネレーション等の先進的な省エネ設備を導入し、植物工場単体で、投資採算性の向上に向けた実証機能を有するもの）		
				別表第3		
助成の種類	助成の対象となる事業所	助成内容		助成の種類	助成の対象となる事業所	補助金の額
		助成額	限度額	事業所設置助成	事業所のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上のもの (2) 新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上のもので、かつ、当該工場等の新設、移転又は増設に伴い増加する常時雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が5人以上のもの。ただし、事業所のうち、植物工場を立地する場合にあっては、工業団地内又は工場適地内に限る。	(1) 当該事業所に係る投資額の100分の30に相当する額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円） (2) 当該事業所に係る投資額の100分の30に相当する額（その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円）
事業所設置助成	新設又は増設のための投資額が2,500万円以上のもの、かつ、増加する常時雇用者の数が3人以上のもの	当該事業所に係る投資額の100分の30以内	2,000万円 増加する常時雇用者が5人以上の場合 3,000万円	用地取得助成	事業所のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上のもの、かつ、当該工場等の新設、移転又は増設に伴い増加する常時雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が5人以上のもの。ただし、事業所のうち、植物工場を立地する場合にあっては、工業団地内又は工場適地内に限る。	(1) 当該事業所に係る投資額の100分の30に相当する額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円） (2) 当該事業所に係る投資額の100分の30に相当する額（その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円）
用地取得助成	新設又は増設のための投資額が2,500万円以上のもの、かつ、増加する常時雇用者の数が3人以上のもの	当該事業所に係る用地取得額の100分の30以内	2,000万円	事業所賃借料助成	事業所のうち、新設に伴って次のいずれにも該当するもの	(1) 当該事業所に係る用地を取得する額の100分の30に相当する額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円） (2) 当該事業所に係る用地を取得する額の100分の30に相当する額（その額が4,000万円を超えるときは、4,000万円）
環境施設整備助成	新設又は増設のための投資額が2,500万円以上のもの、かつ、増加する常時雇用者の数が3人以上のもの	当該事業所の環境施設整備に係る投資額の100分の30以内	100万円			事業を開始した日から2年の各年において、それぞれ当該事業

改正後				改正前		
雇用奨励助成	新設又は増設のための投資額が2,500万円以上のもの、かつ、増加する常時雇用者の数が3人以上のもの	増加する常時雇用者の数に、1年につき30万円を乗じた額を2年間補助する。	1年目 300万円 2年目 300万円		(1) 事業所に在住する常時雇用者の数が5人以上であるもの (2) 当該事業所の面積が80平方メートル以上であるもの	の用に供するため、1年間支払った事業所新設に係る賃借料の100分の50に相当する額（その額が1年につき500万円を超えるときは、500万円）。ただし、事業所設置助成・用地取得助成の措置の対象となる場合は、その限度額の範囲までとする。
		増加する常時雇用者が名寄高等学校又は名寄市立大学を卒業して3年以内のものである場合は、40万円を乗じた額を2年間補助する。		環境施設整備助成	事業所のうち、新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上のもの	当該事業所の環境施設整備に係る事業費の100分の30に相当する額（その額が100万円を超えるときは、100万円）
				雇用奨励助成	事業所のうち、新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上のもの	新たに採用した常時雇用者の数に、1年につき30万円を乗じた額を2年間補助する。
備考				備考		
1 用地取得助成の交付については、当該用地の取得に係る契約締結の日から3年以内に当該事業所の操業を開始した者に限る。				1 用地取得助成の交付については、当該用地の取得に係る契約締結の日から3年以内に当該事業所の操業を開始した者に限る。		
2 国及び北海道等の補助を受ける場合については、当該事業所に係る投資額、事業費から補助金を除いた額に市の補助率を乗じた額とする。				2 国及び北海道等の補助を受ける場合については、当該事業所に係る投資額、事業費から補助金を除いた額に市の補助率を乗じた額とする。		
3 増加する常時雇用者の要件は、規則で定める。						